

議 第 1 0 2 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）12月6日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る新潟県柏崎市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市国民健康保険条例（昭和34年3月31日条例第8号）

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>